

高槻市木造住宅の耐震改修計画の確認等に関する実施要領

制定 平成19年 8月31日
最終改正 令和 7年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、高槻市木造住宅耐震事業補助金の交付に際し、必要となる当該住宅の耐震改修計画の確認及び実地調査の手続き等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領に定める用語の定義は、高槻市木造住宅耐震事業補助金交付要綱の例による。

(耐震改修計画の指針)

第3条 市長は、一般型設計にあつては第1号及び第2号に定める要件を、簡易型設計にあつては、第3号又は第4号に定める要件を充たした耐震改修設計について、耐震改修計画の確認を行うものとする。

- (1) 地盤及び基礎の地震に対する安全性を確保するものであること。
- (2) 補強により、建物全体の評点を1.0以上に引き上げるものであること。
- (3) 補強により、建物全体の評点を0.7以上に引き上げ、かつ、現状よりも0.3以上引き上げるものであること。
- (4) 補強により、1階の評点を1.0以上に引き上げるものであること。

(計画確認の申請)

第4条 耐震改修計画の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修計画確認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 委任状
- (2) 耐震診断技術者の講習会の受講修了書等の写し
- (3) 配置図
- (4) 求積図（敷地面積、建築面積、延べ床面積及び必要耐力算出用床面積のわかるもの）
- (5) 現況図（平面図及び基礎伏せ図）
- (6) 改修計画図（平面図、屋根改修がある場合は屋根伏せ図と求積図、基礎の補強等がある場合は基礎図）
- (7) 耐力壁、金物、屋根等の仕様のわかるもの（カタログ、仕様書又は認定書等）
- (8) 現況耐震診断書又はその写し（耐震診断技術者の記名のある診断計算書、総合所見及び現況写真）
- (9) 改修計画耐震診断書又はその写し（耐震改修設計技術者の記名のある診断計算書及びN値計算書）
- (10) 耐震改修工事にかかる改修工事の見積書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は同項各号に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(耐震改修計画の確認等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合、内容について審査し、適当であることを確認した場合は耐震改修計画確認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の審査の結果、不適當であることを確認した場合は、不適當である旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(耐震改修計画の変更)

第6条 申請者は、耐震改修計画の変更を行う場合は、速やかに市長に変更確認申請書（様式第4号）を提出するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当し軽微な変更報告書（様式第5号）を提出した場合、この限りでない。

(1) 補助金交付額に変更がない場合

(2) 第3条に定める一般型設計・簡易型設計の別に変更がない場合

(3) その他市長が認める場合

2 市長は、前項の変更確認申請書を受理した場合、内容について審査し、適当であることを確認した場合は耐震改修計画確認通知書（変更）（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施について必要な事項は都市創造部長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成19年9月1日より施行する。

附 則

この要領は平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成23年1月28日より施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。